## 8. 地域交通に対する支援方針

#### (1) 支援に対する取組方

目黒区都市計画マスタープランより、区民、事業者、行政が連携・協力して課題解決に向けた取組に対して「目黒区地域街づくり条例」に基づき、検討の各段階に応じて必要な支援を行っていく。

- 「目黒区地域街づくり条例」における活用項目 -

各主体の連携・協力による街づくりの理念や役割分担

- ・区・区民等・街づくり事業者の責務の明確化
- ・区・区民等・街づくり事業者が相互の信頼・理解・協力に基づき、それぞれの発想を尊重し、その役割を果たすことで街づくりを推進

区:施策の総合的・計画的な推進、区民等への支援

区民等: 良好な生活環境の保全・形成、地域街づくり施策への協力

街づくり事業者:区民等の理解を得る努力、地域まちづくり施策への協力

それぞれの地域にあった計画・ルールづくり等の仕組み

- ・地域街づくり研究会、地域街づくり団体の設立・認定
- ・地域街づくり計画、地域街づくりルールの策定・認定
- ・地域街づくり研究会、地域街づくり団体に対する情報提供、街づくりに関する専門家の派遣 その他必要な支援、その活動に対する財政上の措置
  - 地域交通に対する支援に関する基本的な考え方 -

#### 地域の役割

- ・地域が設立する検討組織(以下、「検討会」という。)において、地域交通導入に向けた検討を行い、地域交通の継続的な運行を目指した取組を実施
  - 地域交通を地域住民が積極的に利用し、守り育てていくという意識のもと、地域住民が一体 となって検討し、計画、運行、利用促進に関する取組を実施

### 行政の役割

・地域交通導入に向けた情報提供や技術的なアドバイス、関係機関との協議、一部経費の支援 地域交通に関する検討を行うにあたって、情報提供や検討会の運営支援、専門家派遣等によ る技術的なアドバイス、また関係機関との調整、運行状況のモニタリング、地域交通導入・ 運行に伴う経費の一部支援

### 事業者の役割

・地域交通の導入に関する各種手続きに対する支援、安全で安心な地域交通の運行 地域交通支援に伴う実験運行や本格運行の実施、また地域交通運行にあたって必要となる現 場調査や諸手続き等について協力

なお、地域交通の導入に伴う検討にあたっては、目黒区全域へ地域交通の支援方針の制度を周知 し、地域の特性やニーズ等の意見を聞き、運行に向けた調整や手続き等の取組を行っていく。

## (2) 支援の対象

地域交通に対する支援の対象は以下の通りとする。

- ・区内全域を対象として、日常生活における移動に困っている地域の皆さん
- ・地域の移動に関する困りごとについて、5人以上のまとまった組織で検討できる皆さん
- ・地域交通導入後も、継続的な運行に向けた取組を行える皆さん

## (3) 検討項目

区内は、鉄道や路線バスが網羅されており、またタクシー事業者も多く営業しているなど、区全体でみると、公共交通の利便性は比較的高い状況にあることから、既存の交通車両の活用を含めて、地域交通の導入を検討していくこととする。

既存交通の活用	路線バスや送迎バス等の運行ダイヤや運行ルートの変更により、地域の利便性
	の向上が見込めるもの
新たな地域交通	既存交通の活用が困難で、道幅が狭い地域などにおいて、小型車両等による新
の導入	たな交通手段の導入によって地域の利便性の向上が見込めるもの
タクシーの活用	まとまった利用需要が見込めない地域などにおいて、タクシーの活用により地
	域の利便性の向上が見込めるもの

## (4) 支援の内容

区は、区民、事業者、行政が連携・協力して移動に関する課題解決にむけた取組に対して、検討 の各段階に応じて必要な支援を行っていく。

また、区が支援する経費については、今後検討する補助制度を活用し、実証実験や本格運行の各段階で支援を行っていく。

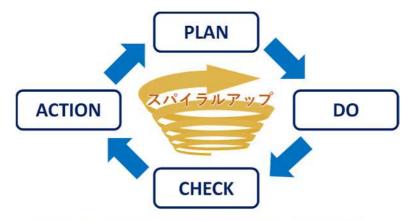
検討会等運営援時	会議等運営(消耗品、アンケート調査・分析等) 専門家派遣、
	技術的な情報提供、関係機関との調整等
実証実験時	実証実験運行(実験運行計画立案、交通事業者との調整、各種手続きに伴
	う資料作成、本格運行への判断・分析等)
本格運行時	本格運行(本格運行計画立案、交通事業者との調整、各種手続きに伴う資
	料作成、本格運行後の評価・分析等)

# (5) 本格運行後の継続的な取組

検討を行った地域交通について、実証実験による検証の結果、実現性が確認できた場合には本格 運行に移行することになる。

本格運行移行後も、地域、事業者、行政が連携し、継続的な運行が可能となるよう取組む必要があり、特に地域の皆さんには、日常の移動手段として利用者数を増やしていくことで、継続的な運行が可能となることから、利用者を増やすための取組が必要となる。

ただし、利用促進や運行改善の対策を行っても、利用者数が減少し、運行継続が困難となった場合は、地域、事業者、行政で協議し、運行継続の可否を判断することとなる。



PDCAを繰返すことで取組全体のレベルを向上

[P]	地域交通に関する運行計画の立案
Plan	運行目標の設定
[D]	地域交通の本格運行の実施
Do	利用実績及び利用者の意見徴収
[C]	データ集計・分析、関係者ヒアリング
Check	運行目標に対する達成度の評価
[A]	利用促進及び運行改善に対する取組の実施
Action	本格運行の継続可否の判断

図 8.1 本格運行後の継続的な取組(PDCAサイクル)

# 目黒区地域交通の支援方針

令和2年6月発行

主要印刷物番号

2 - 5号

発 行 目黒区

編集 目黒区都市整備部みどり土木政策課

東京都目黒区上目黒二丁目 19番 15号

電 話 03-5722-9550

業務委託先 株式会社オリエンタルコンサルタンツ